

山陽小野田市調査・設計等業務委託に係る低価格入札に関する実施要綱の一部改正について

「山陽小野田市調査・設計等業務委託に係る低価格入札に関する実施要綱」の一部を改正し、低入札価格調査制度における調査基準価格の算定式及び上下限値を下記のとおり改正します。

○改正内容

調査基準価格(業務委託)の算定式及び上下限値(赤字部分が改正箇所)

業務区分	現 行		改 正	
	算定式	上下限値	算定式	上下限値
測量	直接測量費 + 測量調査費 + 諸経費 × 4.8/10	予定価格の 6/10～ 8.2/10	直接測量費 + 測量調査費 + 諸経費 × 5/10	変更なし
土木 コンサル	直接人件費 + 直接経費 + その他原価 × 9/10 + 一般管理費等 × 4.8/10	予定価格の 6/10～ 8/10	直接人件費 + 直接経費 + その他原価 × 9/10 + 一般管理費等 × 5/10	予定価格の 6/10～ 8.1/10
地質	直接調査費 + 間接調査費 × 9/10 + 解析等調査業務費 × 8/10 + 諸経費 × 4.8/10	予定価格の 2/3～ 8.5/10	直接調査費 + 間接調査費 × 9/10 + 解析等調査業務費 × 8/10 + 諸経費 × 5/10	変更なし
建築 コンサル	直接人件費 + 特別経費 + 技術料等経費 × 6/10 + 諸経費 × 6/10	予定価格の 6/10～ 8/10	変更なし	予定価格の 6/10～ 8.1/10
補償 コンサル	直接人件費 + 直接経費 + その他原価 × 9/10 + 諸経費 × 4.5/10	予定価格の 6/10～ 8/10	直接人件費 + 直接経費 + その他原価 × 9/10 + 諸経費 × 5/10	予定価格の 6/10～ 8.1/10

○適用年月日

令和7年4月1日以降入札公告又は指名通知する案件から適用